

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧岩崎工区その8工事

現 場 説 明 事 項

（第1回変更）

東海農政局 新濃尾農地防災事業所

## 1. 一般事項

### 1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得(以下「見積心得」という。)に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
  - ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
  - ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
  - ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに [tokai\\_nyusatu@maff.go.jp](mailto:tokai_nyusatu@maff.go.jp)宛送信すること。
- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

### 3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

### 4) その他

（変更なしにつき省略）

## 2. 特別指示事項

### 1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

### 2) 工事概要

特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

### 3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第1回変更）のとおり。

- 4) 契約に係る事項  
別紙のとおり。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年2月6日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第三課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年2月20日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

## 契 約 に 係 る 事 項

### 1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「水路工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「新濃尾(4)」を適用している。

### 2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

### 3. 工期

本工事の積算上の工期は、令和7年7月14日～令和8年3月27日(257日間)としている。

### 4. 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土(山土砂等)をいう。

### 5. 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、掘削により発生する良質土を想定しているが、発生した土が埋戻し及び盛土に不適切な場合は、発生した土の改良・購入土への置換等により、第3種改良土(発生土利用基準について(平成18年8月10日))相当となるよう変更協議する場合がある。

### 6. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章4に示す上田楽仮置場までの距離は4.8km、楽田天神仮置場までの距離は2.4km、田楽町仮置場までの距離は5.7kmを見込んでいる。

### 7. 既設構造物撤去工及び金属類の取扱い

特別仕様書第5章5に示す金属類受入地(下末仮置場)までの距離は、4.4kmを見込んでいる。

また、発生材の下へのシート敷設を指示(変更追加)する場合がある。

下末仮置き場を利用する工事は、特別仕様書第4章2に示す他に以下の工事で利用する。

工 事 名	施工(予定)時期
新木津用水路春日井上田楽工区(その1-1)改修工事	令和6年7月～令和8年3月
新木津用水路春日井兵田岩野工区(その2)改修工事	令和7年7月～令和9年5月(予定)
新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事	令和5年8月～令和8年3月

### 8. 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物処分(コンクリート殻、アスファルト

殻、廃プラスチック等)の数量については、実績数量を踏まえ変更協議するものとする。

#### 9. 貸与品について

貸与品の購入価格は以下のとおりである。

名称	規格	単位	価格(円)
高密度ポリエチレン管	φ1350, ダブル構造	m	94,200
高密度ポリエチレン管	φ1350, 90° 曲管	個	(削除)
高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	59,200

#### 10. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 11. 付帯工等

設計図書において、施工対象外と明示している付帯工(暫定取付工、仮設フェンス)等については、発注者が行う協議調整により変更追加する。

#### 12. 仮設工

##### (1) 仮廻し水路工及び仮設排水路工

特別仕様書第5章7に示す仮設排水路は、特別仕様書第7章1に示す高密度ポリエチレン管を予定しており、施工に当たっては、適切な設置撤去及び善良な維持管理が行われることを前提としているが、やむを得ず通常の補修による再利用が困難な損傷等が生じた場合は、設計変更により必要数量を補充することを考えている。

##### (2) 水路内清掃費用

特別仕様書第5章7に示すとおり、現場内を流下させる計画としているが、工事再開に向けて排水・清掃費用が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

##### (3) 工事用道路及び工事用進入路

特別仕様書第5章2に示す仮設道路については、発注者が行う協議調整により構造等を変更協議する場合がある。

##### (4) 薬液注入工 (削除)

##### (5) 下流側の仮設計画について

下流側の仮設計画については、関係機関と鋼矢板打設位置等の協議を行っていることから、施工対象外としているが、協議が整い次第、本工事に追加する。なお、対象は以下のとおりである。

- ・下流側仮設土留工
- ・到達立坑(基礎工、坑口工、開削シールド機解体撤去工、油圧機器工(シールド機)撤去、鏡切り工)
- ・下流側施工ヤード工
- ・仮締切工
- ・水路内進入路工

13. その他

架空線については、防護措置（防護管設置）に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護措置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

※下線部は変更箇所